

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第21号

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則  
四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（平成15年四日市市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、不妊治療を行っている夫婦(法律上の婚姻をしている夫婦(以下「法律婚夫婦」という。))及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦(以下「事実婚夫婦」という。))をいう。以下同じ。)に対し、不妊治療に係る経費の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、もって少子化対策に寄与することを目的とする。</p> <p>(医療費の助成対象者)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる要件を満たす夫婦に対し、不妊治療に係る医療費(以下「医療費」という。)の助成を行うものとする。</p> <p>(1) <u>夫婦のどちらか一方が</u>、助成金の交付申請の日に本市の住民基本台帳に記録されていること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、不妊治療を行っている<u>法律上の婚姻をしている夫婦(以下単に「夫婦」という。)</u>に対し、不妊治療に係る経費の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、もって少子化対策に寄与することを目的とする。</p> <p>(医療費の助成対象者)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる要件を<u>すべて</u>満たす夫婦に対し、不妊治療に係る医療費(以下「医療費」という。)の助成を行うものとする。</p> <p>(1) <u>夫婦のうち不妊治療を受けた者が</u>、<u>不妊治療の期間及び</u>助成金の交付申請の日に本市の住民基本台帳に記録されていること。</p>

(2) 助成金の交付申請の日においても婚姻継続中であること。

(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者又は次の各号に掲げる社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者若しくは被扶養者であること。ただし、夫婦のうち不妊治療を受けた者の配偶者が国外に在籍し、又は在住している等の事由により、被保険者又は被扶養者になり得ない場合はこの限りでない。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(4) 夫婦の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得。以下同じ。)の合計が730万円未満であること。

(5) 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと。

(6) (略)

2 前項第4号の所得の額の計算方法は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定に

(2) (略)

(助成対象となる医療費の範囲)

第3条 助成対象となる医療費の範囲

は、医師が必要と認めた治療であって、日本国内の医療機関で受診したものに係る医療費のうち、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定により保険者が負担し、又は助成することとなる額を除いた額(以下「自己負担額」という。)及び助成の申請に係る証明書料とする。ただし、次の各号に掲げる治療法等に係る医療費並びに差額ベッド代(個室使用料)、食事代及び凍結保存に係る費用は、助成の対象としない。

(1)から(6)まで (略)

2 (略)

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市不妊治療医療費助成金交付申請書

(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

よる。

(助成対象となる医療費の範囲)

第3条 助成対象となる医療費の範囲

は、医師が必要と認めた治療であって、日本国内の医療機関で受診したものに係る医療費のうち、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により保険者が負担し、又は助成することとなる額を除いた額(以下「自己負担額」という。)及び助成の申請に係る証明書料とする。ただし、次の各号に掲げる治療法等に係る医療費並びに差額ベッド代(個室使用料)、食事代及び凍結保存に係る費用は、助成の対象としない。

(1)から(6)まで (略)

2 (略)

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市不妊治療医療費助成金交付申請書

(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 一般不妊治療(前条の規定により助成対象となる医療費に係る治療(特定不妊治療を除く。))をいう。以下同じ。)に係る申請については、四日市市不妊治療医療費助成金交付実績報告書(一般不妊治療分) (第1号様式の2)

(2) 特定不妊治療に係る申請については、四日市市不妊治療医療費助成金交付実績報告書(特定不妊治療分) (第1号様式の3)

(3) 男性不妊治療助成対象者については、男性不妊治療費助成受診等証明書 (第1号様式の4)

(4) 同一世帯に属さない法律婚夫婦については、それぞれの戸籍謄本(外国人にあつては、婚姻継続証明書その他婚姻関係が分かる書類)

(5) 事実婚夫婦については、それぞれの戸籍謄本(外国人にあつては、婚姻要件具備証明書)

(6) 同一世帯に属さない事実婚夫婦については、事実婚関係に関する申立書

(7) (略)

2 前項の規定による申請は、不妊治療が終了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年を経過したとき

(1) 四日市市不妊治療医療費助成金交付実績報告書(第1号様式の2)

(2) 申請者及びその配偶者の当該申請に係る不妊治療期間中の健康保険被保険者証の写し

(3) 医療機関が発行した不妊治療に係る医療費の領収書の写し

(4) 夫婦の市税の完納証明書

(5) 男性不妊治療助成対象者については、男性不妊治療費助成受診等証明書 (第1号様式の3)

(6) (略)

2 前項の規定による申請は、不妊治療を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年を経過したときは、

は、行うことができない。

- 3 第1項に規定する助成金の交付申請は、同一夫婦につき1子ごとに6回までとする。

- 4 助成金の交付申請は、一般不妊治療の場合は治療が終了した日を基準として1の年度の医療費の合計額を1回として申請するものとし、特定不妊治療の場合は医師が証明する治療1周期ごとに申請するものとする。

(助成額)

第5条 助成金の額は、自己負担額及び当該申請に係る証明書料の合計額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。)と

行うことができない。

- 3 第1項に規定する助成金の交付申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める回数を限度とする。

(1) 夫婦の前年の所得の合計が400万円未満であって、妻の年齢が治療開始日時点において39歳以下の場合  
通算して6回

(2) 夫婦の前年の所得の合計が400万円未満であって、妻の年齢が治療開始日時点において40歳以上の場合  
通算して3回

(3) 夫婦の前年の所得の合計が400万円以上730万円未満であって、妻の年齢が治療開始日時点において39歳以下の場合 通算して5回

(4) 夫婦の前年の所得の合計が400万円以上730万円未満であって、妻の年齢が治療開始日時点において40歳以上の場合 通算して3回

- 4 助成金の交付申請は、1の年度の医療費の合計額を1回として申請するものとする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する場合で、三重県特定不妊治療助成事業に該当する治療に係る助成金の交付申請はこの限りでない。

(助成額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

する。ただし、1回の申請においては10万円を限度とする。

2 男性不妊治療助成対象者に対する助成金の額は、自己負担額及び当該申請に係る証明書料の合計額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。)とする。ただし、1回の申請においては5万円を限度とする。

(1) 前条第3項第1号及び第2号に該当する場合 自己負担額及び当該申請に係る証明書料の合計額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。)とする。ただし、1の申請においては10万円を限度とする。

(2) 前条第3項第3号及び第4号に該当する場合 自己負担額及び当該申請に係る証明書料の合計額に10分の5を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。)とする。ただし、1の年度においては10万円を限度とする。

2 男性不妊治療助成対象者に対する助成金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前条第3項第1号及び第2号に該当する場合 自己負担額及び当該申請に係る証明書料の合計額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。)とする。ただし、1の申請においては5万円を限度とする。

(2) 前条第3項第3号及び第4号に該

3 及び 4 (略)

(領収書等の保管等)

第 7 条 申請者は、申請を行った日から  
1 年間、医療機関が発行した当該申請に  
係る医療費の領収書及び明細書（以下  
「領収書等」という。）を保管しなけれ  
ばならない。

2 市長は、必要があると判断したとき  
は、申請者に対して、領収書等の提出を  
求めることができる。

3 申請者は、前項の規定による領収書  
等の提出の要求があった場合には、領収  
書等を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 8 条 市長は、助成金の交付を受けた  
者が次の各号のいずれかに該当すると  
きは、助成金の全部又は一部の返還を求  
めることができる。

(1) 及び (2) (略)

(3) 前条第 2 項の規定に基づく領収書  
等の提出要求に対し、申請者が当該領  
収書等を提出しないとき。

当する場合 自己負担額及び当該申  
請に係る証明書料の合計額に 1 0 分  
の 5 を乗じて得た額（当該額に 1 0 0  
円未満の端数があるときは、当該端数  
は切り捨てるものとする。）とする。  
ただし、1 の申請においては 5 万円を  
限度とする。

3 及び 4 (略)

(助成金の返還)

第 7 条 市長は、助成金の交付を受けた  
者が次の各号のいずれかに該当すると  
きは、助成金の全部又は一部の返還を求  
めることができる。

(1) 及び (2) (略)

第9条 (略)

第8条 (略)

第10条 (略)

第9条 (略)

第1号様式から第1号様式の3までを次のように改める。

四日市市不妊治療医療費助成金交付申請書

年 月 日

治療年度	第1回	年度
	第2回	年度
	第3回	年度
	第4回	年度
	第5回	年度
	第6回	年度

住所

申請者 氏名

(署名又は記名押印)

電話番号

次のとおり四日市市不妊治療医療費助成金の交付を受けたいので、四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則第4条の規定により申請します。また、住所要件等の必要事項を調査することを承諾し、他の地方公共団体における特定不妊治療費受給状況について照会すること及び他の地方公共団体に対し四日市市不妊治療費の交付決定情報を必要に応じて提供することを同意します。

氏名		生年月日			
夫		年	月	日	
妻		年	月	日	
・第何子目の妊娠に対しての治療ですか。		第( )子目			
・その子の治療に対して何回目の申請ですか。		初回	・( )回目		
医療費の内 自己負担額の計	円	助成金の 申請額	円	助成金 交付決定額	円
金融機関名		口座番号		口座名義人(フリガナ) <申請者名義に限る>	
銀行	本店	普通			
金庫	支店				
農協	出張所				

特定不妊治療の場合、以下も記入してください

三重県特定不妊治療費助成 有・無	有の場合	年 月 日申請	助成額	円
三重県男性不妊治療費助成 有・無	有の場合	年 月 日申請	助成額	円

四日市市不妊治療医療費助成金交付実績報告書(一般不妊治療分)

医療機関等証明欄(主治医が記入してください。)

(ふりがな) 受診者氏名	夫	( )	妻	( )
受診者生年月日	年 月 日 ( 歳)		年 月 日 ( 歳)	
今年度の治療期間 (1年度ごとに作成 してください)	年 月 日 ~		年 月 日	
不妊治療の内容	<input type="checkbox"/> 人工授精 <input type="checkbox"/> タイミング法 <input type="checkbox"/> 検査・診察 <input type="checkbox"/> 画像診断・処理 <input type="checkbox"/> 投薬 <input type="checkbox"/> その他			
1年度中に不妊治療 に要した医療費の内 自己負担額(文書料 含む)	円			
<p>上記の者については、不妊治療を実施し、これに係る医療費を上記のとおり領収したことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所在地 医療機関等 名称 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>四日市市長</p>				

四日市市不妊治療医療費助成金交付実績報告書(特定不妊治療分)

医療機関等証明欄(主治医が記入してください。)

(ふりがな) 受診者氏名	夫	( )	妻	( )
受診者生年月日	年 月 日(歳)		年 月 日(歳)	
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号に○を付けて下さい		日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票 登録の有無 有(症例登録番号 ) 無	
今回の治療期間 (治療1周期ごとに 作成してください)	年 月 日 ~		年 月 日	
不妊治療の内容	<input type="checkbox"/> 体外受精 <input type="checkbox"/> 顕微授精			
特定不妊治療に要した医療費(文書料含む)	円			
男性不妊治療 男性不妊治療費助成事業受診等証明書 (第1号様式の4)がある場合のみ記入	実施医療機関名		治療費 円 (上記領収金額に 含む 含まない)	
上記の者については、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を上記のとおり領収したことを証明します。				
年 月 日				
所在地 医療機関等 名称 氏名				
印				
四日市市長				

※) 日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

○男性不妊治療費のうち助成の対象となる治療は次のとおりです。

- ・特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法(TESE)または精巣上体内精子吸引採取法(MESA)、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術等。但し、保険外診療に限る。
- ・指定医療機関からの紹介等により、他医療機関で治療したものを含む。

第1号様式の3の次に次の2様式を加える。

第1号様式の4（第4条関係）

男性不妊治療費助成受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療に至る過程の一環として、男性不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入してください。）

(ふりがな) 受診者氏名	夫	( )	妻	( )
受診者生年月日	年 月 日 ( 歳)		年 月 日 ( 歳)	
今回の治療期間	年 月 日 ~		年 月 日	
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る] 領収金額 _____ 円			
特定不妊治療を実施する医療機関名				

第1号様式の5（第4条関係）

事実婚関係に関する申立書

下記の二名については、事実婚関係にあることを申し立てます。

事実婚関係にある不妊治療を行った方の住所、氏名

①

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

②

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

事実婚関係にある二人①②が同一世帯になっていない理由

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（以下「新規則」をいう。）の規定は、令和3年1月1日以後に終了した不妊治療に対する医療費の助成から適用し、同日前に終了した不妊治療に対する医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第4条第4項に規定する1子ごとの交付申請の回数については、改正前の四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則第4条第1項の規定に基づく交付申請（夫婦に出産した子がいる場合にあつては、直近の出産以後に行われた不妊治療に係る交付申請に限る。）の回数を合算するものとする。

（こども未来部こども保健福祉課）